

お済みですか！！ 耐震診断は！！

東浦町

R6.3.1

木造住宅無料耐震診断、 木造住宅耐震改修費補助、
木造住宅等解体工事費補助、 非木造住宅耐震診断費補助、
木造住宅耐震シェルター整備費補助、のご案内



東浦町では、大地震から住民の皆様の生命や財産を守るため、各種補助事業を進めています。
是非ともご利用ください。

■木造住宅無料耐震診断

●対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
(ツーバイフォー、プレハブ、鉄骨造等は対象外)

●対象者

対象建築物の所有者、又は居住者（所有者の同意を得られること）

●申し込み

耐震診断申込書を、役場都市計画課又は各地区コミュニティセンターへ〈申込書は、都市計画課ホームページ又は役場都市計画課及び各地区コミュニティセンターにあります。〉



■木造住宅耐震改修費補助（必ず事前相談が必要です）

●補助金額

耐震改修等に要する費用の80%の額で、100万円以内

●補助対象

町の無料耐震診断を受け、診断の判定値が1.0未満である住宅で、耐震改修工事後の判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る）

●その他

工事が当該年度の2月末までに完了するもの。※事前に窓口にご相談ください。

■木造住宅等解体工事費補助（必ず事前相談が必要です）

●補助金額

解体工事に要する費用の3分の2の額で、20万円以内

●補助対象

町の無料耐震診断を受け、診断の判定値が0.7未満と診断された木造住宅全体を解体する工事

■非木造住宅耐震診断費補助（必ず事前相談が必要です）

●補助金額

補助対象経費の2／3の額

●補助対象経費

- ・一戸建て非木造住宅は1戸当たり13万6千円を限度
- ・一戸建て以外の非木造住宅の限度額は次のとおり
延べ床面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内
延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内
延べ床面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内
- ・一戸建て以外の非木造住宅に係る通常の耐震診断に要する費用以外の耐震診断の費用として、設計図書の復元、町長が認める第三者機関の判定等に要する費用を要する場合の当該費用に係る補助対象経費は、157万円を限度で加算

●補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの非木造住宅（プレハブは対象外）の耐震診断に要する費用

■木造住宅耐震シェルター整備費補助（必ず事前相談が必要です）

●補助金額

耐震シェルター(耐震ベッド)の整備に要する費用で、30万円以内

●補助対象

町の無料耐震診断を受け、診断の判定値が0.4以下である住宅（高齢者又は障がい者等、地震発生時避難することが困難な者と認められる者が居住していること）

※ 詳しくは、都市計画課ホームページ又は都市計画課へお問合せください。

0562（83）3111（内線267）

訪問販売による「点検商法」に注意を！

「無料耐震診断」、「無料点検」を口実に家庭を訪問し、高額の工事費や商品の契約を結ばせるトラブルが発生しています。（耐震改修工事は契約後8日以内ならクーリング・オフができます）

役場が行う「無料耐震診断」は、事前に診断員名等の通知をしています。